

栃木県公立学校教員研修要綱の一部改正について

教育委員会事務局総務課

1 改正の趣旨

学校における働き方改革推進の趣旨を踏まえ、より効率的・効果的な研修を行うため、基本研修の実施方法について所要の改正を行うものである。

2 改正内容

基本研修一のうち、県立の中学校、高等学校、特別支援学校の新任の教諭等並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の新任の教諭等に対して栃木県教育委員会が行う研修の校外研修の日数を「十六日以上」から「十五日以上」に変更する。

3 施行期日

令和2(2020)年4月1日

栃木県公立学校教員研修要綱

栃木県公立学校教員研修要綱の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
別表第一（第四条関係）		別表第一（第四条関係）		別表第一（第四条関係）	
※1～4 略	略	研修の区分	基本研修一	研修の区分	基本研修一
	略	研修の対象者	略	研修の対象者	略
	略	研修日数・時数	※1（初） （校内） 三百時間以上 （校外） 十五日以上 （養） （校内）十五日 （校外）十四日 （幼） （園内）十日程度 （園外）十日程度	※1（初） （校内） 三百時間以上 （校外） 十六日以上 （養） （校内）十五日 （校外）十四日 （幼） （園内）十日程度 （園外）十日程度	
略		研修の内容	略	研修の内容	略

附則

この要綱は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県公立学校教員研修要綱

(平成四・三・二 制定)

(趣旨)

第一条 この要綱は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十一条第二項、第二十三条、第二十四条、第二十五条及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十九条第二項の規定に基づき、県立の中学校、高等学校、特別支援学校(以下「県立学校」という。)の教員並びに市町村立の幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)、小学校、中学校及び義務教育学校の教員に対して栃木県教育委員会が行う研修(海外派遣研修、内地留学研修等を除く。以下同じ。)の実施に關して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱において「教員」とは、校長、園長、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。)、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(常時勤務の者に限る。)をいう。

(研修の種類)

第三条 研修の種類は、基本研修及び専門研修とする。

2 基本研修は、教員として職務遂行上欠くことのできない基本的な知識、技術及び態度を習得させるために実施する研修をいう。

3 専門研修は、教員として必要な専門的な知識、技術及び態度を習得させるために実施する研修をいう。

(基本研修の区分等)

第四条 基本研修の区分等は、別表第一に掲げるとおりとする。

(基本研修の企画)

第五条 基本研修(基本研修一及び三を除く。)の研修課程及び実施計画は、栃木県総合教育センター所長(以下「センター所長」という。)が定める。

2 基本研修一に関する事項は「初任者研修実施要項」、「新規採用養護教諭研修実施要項」及び「新規採用幼稚園教諭等研修実施要項」として教育長が定める。

3 基本研修三に関する事項は「中堅教諭等資質向上研修実施要項」、「中堅養護教諭資質向上研修実施要項」及び「中堅幼稚園教諭等資質向上研修実施要項」として教育長が定める。

(基本研修の実施機関)

第六条 基本研修(基本研修一及び三を除く。)はセンター所長が担当実施する。

2 基本研修一は「初任者研修実施要項」、「新規採用養護教諭研修実施要項」及び「新規採用幼稚園教諭等研修実施要項」が定める機関が担当実施する。

3 基本研修三は「中堅教諭等資質向上研修実施要項」、「中堅養護教諭資質向上研修実施要項」及び「中堅幼稚園教諭等資質向上研修実施要項」が定める機関が担当実施する。

(専門研修の区分等)

第七条 専門研修の区分等は、別表第二に掲げるとおりとする。

(専門研修の企画)

第八条 専門研修の研修課程及び実施計画は、センター所長が定める。

(専門研修の実施機関)

第九条 専門研修は、センター所長が担当実施する。但し、特に必要なものについては、栃木県教育委員会事務局の課長(以下「課長」という。)及び教育事務所長が担当実施することができる。

(受講者の決定)

第十条 基本研修の受講者は、センター所長が指定し、毎年度当初に、県立学校の長(以下「所属長」という。)又は市町村教育委員会教育長(以下「市町村教育長」という。)に

通知するものとする。

- 2 専門研修一の受講者は、センター所長又は課長若しくは教育事務所長が指定し、毎年度当初に、所属長又は市町村教育長に通知するものとする。
- 3 専門研修二の受講者は、受講希望に基づき、所属長又は市町村教育長の推薦により、センター所長が指定し、所属長又は市町村教育長に通知するものとする。
- 4 専門研修三の受講者は、受講希望に基づき、センター所長が受講を認めるものとする。
- 5 所属長又は市町村教育長は、前三項の指定があった場合において、特別の理由により、当該教員を研修に参加させることが困難であると認めるときは、すみやかにセンター所長又は課長若しくは教育事務所長に指定の変更を求めなければならない。
- 6 センター所長又は課長若しくは教育事務所長は、前項の規定により、指定の変更を求められた場合において、その理由が特にやむを得ないと認めるときは指定の変更をすることができる。

(研修歴の整理、保管)

第十一条 センター所長は、教員の研修歴を整理し、保管するものとする。

- 2 課長又は教育事務所長が専門研修を実施したときは、すみやかに研修の結果をセンター所長に報告するものとする。

(研修企画調整会議)

第十二条 公立学校教員研修の体系化・効率化を推進するとともに、研修等の精選に資するため、研修企画調整会議を設置する。

- 2 研修企画調整会議の組織及び運営に関する事項は、教育長が別に定める。

(雑則)

第十三条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 栃木県立学校教員研修要綱(昭和五十二年二月二十四日制定)は廃止する。

附 則 (平成十・一・三十)

この要綱は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五・三・二十)

この要綱は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六・三・三十一)

この要綱は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九・三・十四)

この要綱は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一・三・二十六)

この要綱は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二・三・十五)

この要綱は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三・二・二十二)

この要綱は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七・三・三十一)

この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十八・二・十八)

この要綱は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九・二・十六)

この要綱は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十・三・五)

この要綱は、平成三十年四月一日から施行する。
 附 則 (令和二・一・二十八)
 この要綱は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一 (第四条関係)

研修の区分	研修の対象者	研修日数・時数	研修の内容
基本研修一	新任の教諭等	※1 (初) (校内) 三百時間以上 (校外) 十五日以上 (養) (校内) 十五日 (校外) 十四日 (幼) (園内) 十日程度 (園外) 十日程度	
基本研修二	教員歴二年目、三年目及び五年目に該当する教諭等 ただし、養護教諭にあっては、教員歴二年目及び五年目に該当する者、幼稚園教諭及び幼保連携型認定こども園保育教諭(以下「幼稚園教諭等」という。)にあっては、教員歴五年目に該当する者	※2 教諭等(養護教諭及び幼稚園教諭等を除く。) 二年目 三日 三年目 二日 五年目 四日 養護教諭 二年目 二日 五年目 二日 幼稚園教諭等 三日	新規採用の年から、当該年数段階に即応して、教員として必要な基本的な知識、技術及び態度を習得させる。
基本研修三	教員歴十年目に該当する教諭等 ただし、幼稚園教諭等は、教員歴十年を経過した者	※3 (教) (校内) 十五日 (校外) 七日 (養) (校内) 五日 (校外) 六日 (幼)	
※4 基本研修四	教員歴二十年目に該当する教諭等	四日 (園内) 十日 (園外) 六日	

※1 (初)は「初任者研修実施要項」、(養)は「新規採用養護教諭研修実施要項」、(幼)は「新規採用幼稚園教諭等研修実施要項」が定める日数とする。
 ※2 平成二十九年度以前に採用した教諭等(幼稚園教諭等を除く。)が、教員歴二年目及び五年目に受講する研修の日数は、各々二日とする。
 ※3 (教)は「中堅教諭等資質向上研修実施要項」、(養)は「中堅養護教諭資質向上研修実施要項」、(幼)は「中堅幼稚園教諭等資質向上研修実施要項」が定める日数とする。

※4 基本研修四は、幼稚園教諭等を除く。

別表第二（第七条関係）

専門研修三	専門研修二	専門研修一		研修の区分
		イ	ア	
<p>受講は任意とし、受講を希望する教諭等のうちから、センター所長が認める者</p>	<p>受講を希望し、所属長又は市町村教育長の推薦する教諭等のうちから、センター所長が指定する者</p>	<p>校長、園長、教頭等のうちからセンター所長又は課長若しくは教育事務所長が指定する者</p>	<p>校長、園長、教頭等のうちからセンター所長又は課長若しくは教育事務所長が指定する者</p>	研修の対象者
				<p>教諭等のうちから、センター所長又は課長若しくは教育事務所長が指定する者</p>
<p>教員としての識見や能力の一層の向上を図るため、自主的な研修の機会を提供する。</p>	<p>自主的に自己啓発を願う教員の研修意欲を充実させ、専門職としての識見と能力を伸長させる。</p>	<p>法律等によって定められている職位にある者を対象に、その職責遂行のために必要な専門的な知識、技術及び態度を習得させる。</p>	<p>分野についての専門的な知識、技術及び態度を習得させる。</p>	